

J Aバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、J Aバンク（貯金やお借入など）に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口または以下の部署へお申し出ください。

J A秋田なまはげ（秋田なまはげ農業協同組合） 金融共済部

住 所 〒010-0877 秋田市千秋矢留町2番40号

電話番号 018-832-6626 FAX 018-832-6669

受付時間 8:30～17:00

受付媒体 電話、FAX、手紙、面談

飯島支店	018-845-1739	雄和支店	018-886-3111
秋田厚生医療センター支店	018-845-1739	河辺支店	018-882-2711
(飯島支店内)		矢留支店	018-832-6618
秋田駅東支店	018-833-5030	男鹿支店	0185-25-3111
秋田県農協ビル支店	018-864-2541	北浦支店（男鹿支店内）	0185-25-3111
新屋駅前支店	0158-828-3254		
追分支店	018-873-3111	天王支店	018-878-2111
御野場支店	018-839-2259	若美支店	0185-46-2211

- 4 当組合の他に、J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお電話にてお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、J Aバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

J Aバンク相談所

[一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所内]

電話番号 03-6837-1359

受付時間 9:00～17:00（金融機関休業日を除きます）

※お客様の個人情報、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

[裏面に続く]

- 5 仙台弁護士会が設置・運営する紛争解決支援センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「金融共済部」または上記JAバンク相談所へお申し出ください。

名 称	仙台弁護士会 紛争解決支援センター
住所	〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18 仙台弁護士会館内
電話番号	JAバンク相談所（03-6837-1359）を通じてのご利用となります。（直接申立不可）
受付時間	

※上表の内容は2023年2月現在のものです。最新の情報は、弁護士会にご確認ください(弁護士会のホームページ等)。

- 6 当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、関係部署・外部機関と必要に応じて連携しつつ、事実関係を十分に把握し、迅速かつ適切に対応することで、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

